

省エネ設備等導入事業費助成事業のご案内

私立学校におけるCO₂削減・消費電力削減のための取り組みを支援するため、私立学校が省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（以下「省エネ設備等」といいます。）を導入する経費の一部を助成します。

◇ 助成対象学種 ◇

都内の私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含みます）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）

◇ 助成対象事業 ◇

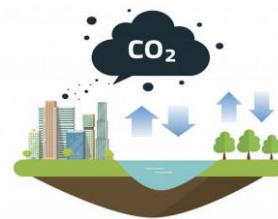
「クール・ネット東京」又は「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業（経済産業省資源エネルギー庁）における補助事業者（プラットフォーム事業者）」による省エネ診断を受け、提案された改善内容を踏まえ、既存の校舎等に省エネ効果のある設備等を導入する事業に要する経費

- | | |
|--------------|---|
| ① 空調設備導入費助成金 | ・従来型、旧型エアコン等→高効率インバータエアコン、高効率冷温水機への更新など |
| ② LED等導入費助成金 | ・従来型蛍光灯からHf型蛍光灯、LED蛍光灯への更新
・節水型トイレへの更新 ・太陽光発電設備の設置 高性能ガラス等への更新など |

注意！：校舎等の新改増築に係る事業、単なる物品購入にとどまる事業、消費電力増加となる事業及び売電を主な目的とした太陽光発電設備導入事業は対象外

◇ 助成対象経費限度額 及び 助成金交付限度額 ◇

区分	1校(園)あたり	助成対象経費限度額	助成率
① 空調設備導入費助成金		5,000万円 ※上記の金額を超える大規模工事の場合 1億円	対象経費の2/3以内 (国庫補助対象事業等については、国庫補助金等を含めて2/3以内)
② LED等導入費助成金		1,500万円	



◇ 申請期間 ◇

第1回：7月31日まで契約分 — 7月3日（月）～ 9月8日（金） 消印有効
第2回：10月31日まで契約分 — 10月2日（月）～ 10月31日（火） 消印有効
※申請書等を作成の上、郵送にて申請してください（様式は当財団ホームページからダウンロード）

◇ 助成金の交付決定、交付の時期 ◇

- ・助成金交付決定通知書送付：令和6年1月下旬（予定）
- ・助成金交付確定通知書・助成金交付：令和6年3月下旬

◇ その他 ◇

- ・幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前の子どもが日常的に使用する施設等にかかる経費が助成対象となります。
- ・専修学校については、高等課程に属する生徒が使用する施設等にかかる経費が助成対象となります。

◇ お問合せ先 ◇

事業内容の詳細は、財団ホームページをご覧ください。また、個別事前相談を実施しておりますので、ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先まで。



〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階 ☎03-5206-7923

振興課専用アドレス：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp URL <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>